千葉市西部児童相談所　第三者評価結果報告書

種別	児童相談所

①第三者評価機関名

一般社団法人Riccolab.

②施設名等

名　　称：	千葉市西部児童相談所
施設長氏名：	桐岡　真佐子

③評価日程

利用者調査：	2023年10月中旬～11月上旬
自己評価：	2023年10月中旬～11月中旬
訪問調査：	2024年1月12日（金）

④総評

【良い点】
〇「区との関係を構築しつつ、相互連携を図りながら資質向上とさらなる連携強化に努めている」
　千葉市西部児童相談所では、市の行政６区のうち３区（花見川区、稲毛区、美浜区）を担当している。当所と区の関係は良好で、区職員向けの研修を開催したり、児童相談所向けの研修に区職員が参加する等で相互に研鑽に励み、スキルアップに努めている。また、要対協実務者会議の前には、実務的な打ち合わせも行いながら進めている。さらに、区の職員の当所援助方針会議の参加や、区での会議へ当所職員が参加し、相互理解を図っている。当所から区、区から当所への人事異動もある中で、人的交流が資質向上と連携強化につながっている。

【良い点】
〇「役割や分担を越えて率直に意見交換できる職場風土の下、迅速に話し合い、子どもの最善の利益につながる決定・判断に努めている」
　当所では、それぞれの相談・通告について組織的な対応ができるように、予備的な打ち合わせやミニカンファレンス等を迅速に実施・検討することが定着している。職員の役割や分担を越えて率直に意見交換できる、風通しのよい職場風土が醸成されてきており、子どもの安全確保を最優先することはもとより、かつ、子どもの最善の利益につながる決定・判断となるように努めている。

【更なる改善点】
●「記録の作成方法の標準化を促進するため、文書作成マニュアルを用意する等、各職員が再確認できるしくみの導入が期待される」
　児童記録をはじめ、日頃の業務を遂行する際に各職員が記録を丁寧に作成する中で、記録業務の標準化については、主に、ＯＪＴや役職者による指導を中心に行われている。ただし、実際には、書き方について職員によって相違がみられている。今後は、標準化を図るために文書作成マニュアル等を用意し、職員が再確認しながら業務遂行できるように整えていくことが期待される。

【更なる改善点】
●「家庭復帰支援と自立支援を集中的に進めることができる体制を強化し、所の強みを創出していくことが望まれる」
　市と区とで役割分担が進められており、子ども家庭総合支援拠点を漸次設置していく計画の下、要対協の機能強化を図ってきている。これにより在宅支援・指導がより効果的に進められることを目指している。一方で、親子関係再構築による家庭復帰支援については、親に対する一定のトレーニングを実施し、アセスメントを行いながら子どもの権利擁護を踏まえた親子それぞれの状態と意向の把握をさらに進めていくことが期待される。また、自立支援についてもNPOとの連携に留まることなく、児童相談所として子どもの自立を支えるための体制を強化するため、例えば、家庭復帰と自立支援に特化した班を設置する等で、今後、所の強みを創出していくことが望まれる。

実施状況
【判断基準】ごとに、〇（できている）、△（できていないところがある）、×（できていない） のいずれかを選択

評価基準
ｓ：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
ａ：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
ｂ：「a」に向けた取組みの余地がある状態
ｃ：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

⑤第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（65項目）

評価項目（4項目） Ⅰ　子どもの権利擁護と最善の利益の優先	第三者評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	b
[No.1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No.2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	△
[No.3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○

【コメント】

子どもの不安感に寄り添った関わりとなるように、年度当初の研修で子どもとの向き合い方等について職員が学ぶ機会を持つ等で、基本姿勢についての共通理解を深めている。子どもの年齢や発達段階に応じて、適宜、資料等を用いて子ども自身の理解が進む説明に取り組んでいる。なお、経験年数が少ない職員の専門的な技能の習得が課題となっている。

	第三者評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	b
[No.4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No.5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	△
[No.6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	△
[No.7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○

【コメント】

初動対応時に、虐待の４類型について子どもがわかりやすいように配慮した書面を用意して伝えている。一方、意見表明等支援員の導入については、具体的な方法の確立に向けて検討段階となっている。確立後は、子どもへの説明方法や具体的な実施方法を明確にして進めていくことが期待される。

	第三者評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No.8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No.9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No.10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○

【コメント】

子どもに対して、現状の説明はもとより、例えば、一時保護所での暮らしについての説明や今後の見通し等について説明するとともに、子どもの意向についても確認しながら進め、納得性が高まるように努めている。

	第三者評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	b
[No.11]必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No.12]子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No.13]子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No.14]子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	△

【コメント】

子どもが家庭復帰を望んでも子どもの安全を最優先する立場から施設入所となる場合などは、気持ちに寄り添いながら丁寧に状況を説明している。なお、子どもとの意見が不一致となり、児童福祉審議会に諮問するケースは発生していないが、今後、意見聴取する場合のしくみを確立していくことが期待される。

評価項目（8項目）Ⅱ　児童相談所の組織

○組織体制

【評価項目5】　児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	第三者評価結果 b
[No.15]児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No.16]地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No.17]必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No.18]夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	△

【コメント】

相談・通告に対応可能な専門職の配置や安定した運営に向けた組織体制の整備等、予め定められたポジションに職員を配置している。一方で、外国語対応が可能な職員の配置がない等、実際の支援ニーズに応じることが難しい場面もみられる。また、夜間・休日に対応できる体制を構築している一方、職員が不在となり一時保護所の職員の協力を得る場面も生じている。

【評価項目6】　組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	第三者評価結果 b
[No.19]児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No.20]組織的な判断や対応が行われている	○
[No.21]経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No.22]職員間での情報共有が図られている	△

【コメント】

支援方法やその後の経過について、各種会議を通して各部門の職員間で情報共有しながら進めている。また、メンター制度等で新任職員をフォローする仕組みを導入している。なお、突発的なケースを含めて、職員間での報告・連絡・相談など、所内の情報共有の仕組みが整っておらず、その都度調整に苦慮していることから、今後、一連のプロセスを明確にし、標準化を図っていくことが期待される。

【評価項目7】　職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	第三者評価結果 b
[No.23]適正な就業状況が確保されている	○
[No.24]職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No.25]職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	△

【コメント】

時間外勤務の翌日に年次有給休暇取得を奨励する等、職員に身体的・心理的ストレスが蓄積されないように取り組んでいる。なお、職員増により執務室が狭く、２ヶ所に分散して業務遂行している状況や、併設する事業所と面接室等を共有しているため、スムーズな場所の確保が難しい状況、トイレの数が少ない等、職場環境として改善が必要となっている。

○職員の資質向上・業務改善

	第三者評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	b
[No.26]業務改善を行う仕組みがある	○
[No.27]業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	△
[No.28]設置自治体による監査等が定期的に行われている	△

【コメント】

面接室の予約の電子化等、できる範囲で業務の効率化が行われている。また、今年度は中止となっているが、美化活動等の委員会を東部児童相談所と一体的に立ち上げて検討したり、プロジェクトチームやワーキングを設置して集中的に検討する取り組みを進めている。なお、市による定期的な業務監査の実施が望まれる。

	第三者評価結果
【評価項目9】児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	b
[No.29]児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No.30]ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No.31]職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	△
[No.32]児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	○

【コメント】

内部研修やメンター制度等を通して、新任職員を中心に業務習得のための学びの機会を用意し、計画的に進めている。ただし、専門性や業務の習熟度等を確認する仕組みが明確となっていないため、着実にステップアップできるように今後、整備していくことが期待される。

○情報管理に関する事項

	第三者評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	b
[No.33]情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	△
[No.34]個人情報の保護・管理が適切に行われている	○

【コメント】

入手した情報の管理方法を定めて取り扱っており、書類は執務内で場所を決めて保管している。なお、執務室に外部の者が立ち入らない形で運営している中で、廊下に出るドアの開閉時に他者の視線が入る状況や、離席時のパソコン画面のシャットオフの徹底等が課題となっている。

	第三者評価結果
【評価項目11】児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	b
[No.35]児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No.36]児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	△
[No.37]児童記録票について、所内での決裁を得ている	△
[No.38]児童記録票は必要な期間保管されている	○

【コメント】

児童記録票の作成やファイリング方法を決めて進めている。一方で、作成された書類について、管理職が内容を確認して押印・決裁するプロセスが用意されていないため、それぞれの記録毎に、組織としての管理方法を改めて整備していくことが期待される。

○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について

	第三者評価結果
【評価項目12】児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか	a
[No.39]児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている	○

【コメント】

市政だよりを通した啓発活動や、民生委員、青少年サポートセンター等からの依頼に応じて児童相談所について話をする機会を持っている。また、弁護士による研修を関係機関に公開して開催することで、地域の関係者の参加を得ている。

評価項目（20項目）Ⅲ　子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

	第三者評価結果
【評価項目13】 相談・通告の受付体制が確保されているか	b
[No.40]適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No.41]障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	△

【コメント】

身体に障害のある方からの相談を受け付ける場合には、できる限り移動の少ない場所で行う等、配慮している。また、日本語でのコミュニケーションが十分でない方への対応については、ＩＴ機器の活用等で進めているが、児童相談所として通訳の配置がない状況となっている。

【評価項目14】相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	第三者評価結果 a
[No.42]相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No.43]相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No.44]子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○

【コメント】

必要な情報を把握するために、通告受理チェック表に基づき進める等、確認漏れが生じないように取り組んでいる。また、関係機関からの情報を入手するルートが確立されている中で、調査が進められている。

○受理

【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	第三者評価結果 a
[No.45]受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No.46]検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No.47]受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No.48]緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No.49]受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○

【コメント】

受理会議で取り扱う情報の整理や協議結果、記録方法等、一連のプロセスを明確に定め、効率的な会議運営となるようにしている。予定時間以外にも、適宜、時間を設定して全てのケースについて必ず受理会議を実施している。

【評価項目16】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	第三者評価結果 a
[No.50]受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○

【コメント】

夜間の身柄付き通告の受理は一時保護所が対応することや、休日の日中は輪番の職員が対応する等、受理したケースの確認手続きについて、予め所定の流れを設定して進めている。

○子どもの安全確認・安全確保

	第三者評価結果
【評価項目17】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No.51]通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No.52]目視による安全確認が実施されている	○
[No.53]家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No.54]安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No.55]安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No.56]拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○

【コメント】

子どもの安全確認・安全確保に向けては、必ず複数の職員により進めている他、適宜、関係機関へ連絡して安全確認している。また、４８時間を超えた場合の動き等、安全確認ができない場合の組織的な対応方法も明確にしながら、適切な対応に努めている。

	第三者評価結果
【評価項目18】一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	a
[No.57]一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○

【コメント】

リスクアセスメントをはじめ、子どもを一時保護する必要性の判断が適切に行われるためのプロセスを整備して進めている。一時保護所の定員を超えても、子どもの生命の安全を最優先する姿勢を貫いて判断している。

	第三者評価結果
【評価項目19】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No.58]安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○

【コメント】

子どもの安全確認は、必ず複数の職員により行われた後、記録を担当する職員が経過を残している。複数の職員が記録内容を確認しながら、適切に情報が保存されるように取り組んでいる。

○調査・アセスメント

	第三者評価結果
【評価項目20】　アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No.59]調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No.60]適切な調査が行える体制・方法をとっている	○

【コメント】

所定の様式を用いて情報を把握することで、子どもや保護者の状況等が記録から読み取ることができるようにしている。所内だけでなく、関係機関から得た情報等も含めて、アセスメントの際に活用できる情報を収集し、記録している。

	第三者評価結果
【評価項目21】　アセスメントが適切に行われているか	b
[No.61]多角的・重層的な診断を行っている	○
[No.62]把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No.63]きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No.64]アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	△
[No.65]アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○

【コメント】

児童福祉司や児童心理司によるアセスメントに加えて、スーパーバイザーやグループリーダーがフォローしながら適切なアセスメントが継続的に行えるように取り組んでいる。なお、市区町村や関係機関とアセスメントシートが共有されていないことが課題であるため、今後、一緒に検討する機会を用意する等の取り組みが期待される。

	第三者評価結果
【評価項目22】　特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No.66]特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	△
[No.67]転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No.68]転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No.69]居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○

【コメント】

転居ケースや転居先不明な子どもへの調査は、それぞれ全国情報共有システムやＣＡ情報を活用して進めている。なお、特定妊婦に関するアセスメントは、区の健康課（母子保健担当課）で行われているため、児童相談所としてのシートは用意されていない。

○援助方針の策定

【評価項目23】　援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	第三者評価結果 b
[No.70]援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No.71]総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No.72]援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	△
[No.73]援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○

【コメント】

定例開催を行うほか、緊急時には随時会議を開催している。会議には、必要に応じて医師や弁護士も参加している。検討されるケースは必要の度合いで選ばれるため、ケースによっては援助方針会議に上がりづらいものもある。また、記録システム内に検討の結果が明記されている一方、その援助方針を採択した判断に至ったプロセスが見えづらい。この点についてはこの1年を掛けて検討し、模索している段階となっている。

【評価項目24】　援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	第三者評価結果 b
[No.74]子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	△
[No.75]援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No.76]一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No.77]市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No.78]子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No.79]児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	×
[No.80]子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○

【コメント】

援助方針の策定にあっては、児童福祉審議会のヒアリングは行われていない。また同審議会によるヒアリングを全体の流れのどこに位置付けるかが未定である。子どもたちの意向尊重は行っている一方で、措置先の児童養護施設や乳児院に空きがないため、一時保護期間の長期化により、適切な援助方針が選択できないことが課題となっている。

	第三者評価結果
【評価項目25】　援助方針の内容は適切か	a
[No.81]援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No.82]援助方針として必要な視点が盛り込まれている	△
[No.83]援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No.84]援助方針の策定・決定が適切に行われている	○

【コメント】

援助方針が会議に提案されるまでのプロセスが確定しており、手順も明確にされている一方、記録システムで使用している援助方針のフォーマットの項目について、記録をする側、記録を確認する側双方にとってわかりやすく改善していくことが望まれる。

	第三者評価結果
【評価項目26】　市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	a
[No.85]市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No.86]援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No.87]援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No.88]市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No.89]市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○

【コメント】

市と区の関係では、市の児童相談所と区のこども家庭課が県と市の関係と同じ構造になっており、援助方針については各区のこども家庭課へ要保護児童対策地域協議会の実務者会議を通じて伝達されている。

○在宅指導

	第三者評価結果
【評価項目27】　在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	b
[No.90]在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	△
[No.91]子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	△
[No.92]複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○

【コメント】

一時保護を解除する場合の一定の基準は設けている一方、在宅指導になったケースについて、どういう状態になった場合に会議で検討するかという基準が十分に明確ではない。扱うケース数が多いことも理由の一つとなっているため、在宅支援について一定の基準を設定することで、全ての子どもの支援状況について、より十分なマネジメント体制がとられることが期待される。

○進行管理・援助方針等の見直し

	第三者評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	b
[No.93]組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	△
[No.94]養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	△

【コメント】

行政区単位でのケース把握になっているが、援助方針の見直し等は適宜、再検討している。見直しの仕組みや基準を策定することが必要である。なお、人材育成上、「見守り」をするという援助方針が具体的に何をすることなのかを経験の浅い職員に伝えていくことが必要であることは認識している。

	第三者評価結果
【評価項目29】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No.95]一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○

【コメント】

ケース状況については、個別ケース検討会議等で共有している。また、家庭引き取りのケースでは、区で開催される要保護児童対策地域協議会で新規ケースとして確認され、保健福祉センターも含めて連携を開始することになっている。

○管轄する児童相談所の変更

	第三者評価結果
【評価項目30】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No.96]居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No.97]「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○

【コメント】

移管と情報共有のケースを区分して、移管元からの情報を精査した上で対応している。移管ケースの場合には、受理、もしくは通告としてとらえるかも併せて検討している。また、移管先からの要望が多い場合にも、可能な限り訪問をして対応をしている。

	第三者評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No.98]援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No.99]移管までの援助が適切に行われている	○
[No.100]児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No.101]移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○

【コメント】

移管先との連携については、当所で行うべき業務数が多くなる傾向がみられている。現在は、主に家庭支援班で移管先との調整を担いながら、適切な引継ぎとなるように取り組んでいる。

	第三者評価結果
【評価項目32】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	b
[No.102]情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No.103]移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No.104]移管手続き完了後１か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	△
[No.105]移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○

【コメント】

移管により引き継いだ援助方針をそのまま維持する場合、引き継いだ援助方針が曖昧なためにもう一度見直しを必要とする場合等、それぞれ必要な対応が異なっている。そのため、当所では新規ケースとして受け入れる意識で受け入れを行っている。但し移管完了後、1ヶ月経過した時点で全移管ケースの見直しを行うことはケース数の多さから難しく、ケースの状況の変化によって行っている。

評価項目（14項目）Ⅳ　社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者評価結果
【評価項目33】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	b
[No.106]家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No.107]措置先の選定は適切に行われている	△
[No.108]措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	△

【コメント】

施設措置については様々な情報を基にした一定の手順の下、判定会議を経て決定している。しかしながら発達の特性がある子どもに必要とされる措置先の施設不足、定員不足のため、支援の幅が狭くなっている。構造的な課題解決が子どもの最善の利益を保障するものにつながるため、今後の市の取り組みに期待したい。

	第三者評価結果
【評価項目34】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No.109]里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No.110]里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No.111]里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○

【コメント】

施設との連携については、施設側が主催で児童相談所との連絡会を開催しており、児童相談所側からも出席をして、情報共有がなされている。

	第三者評価結果
【評価項目35】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No.112]里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No.113]医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○

【コメント】

里親に関しては東部児童相談所とフォスタリング機関が対応している。施設入所については、入所前に見学に行っている。医療機関の医師との顔合わせ等は必要に応じて行っている。

○社会的養護時における援助

	第三者評価結果
【評価項目36】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	b
[No.114]子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No.115]把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	△
[No.116]支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○

【コメント】

里親と児童相談所において養育計画が立案されている。また、施設には最低でも年1回の訪問を行って、子どもの様子や意向を把握している。家庭復帰に向けての支援は職員数が不足しており、適切な対応が取れているとは認識されていない。施設措置、家庭復帰、自立支援にそれぞれ特化した班の設定を検討している。子どもの権利擁護を進めるうえでも必要であり、今後の取り組みが期待される。

	第三者評価結果
【評価項目37】 援助方針の見直しが適切に行われているか	b
[No.117]定期的に援助方針の見直しを行っている	△
[No.118]再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	△

【コメント】

家庭環境に大きな変化があった場合には、援助方針を適宜見直している。定期的な見直しではなく、必要に応じた実施となっている。

	第三者評価結果
【評価項目38】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	a
[No.119]自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No.120]自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	○

【コメント】

自立支援計画は年度単位での流れが決められており、施設等とのやり取りの時期も双方で把握している。市では年度ごとに担当を割り振るが、里親家庭やファミリーホームで暮らす子どもの担当は、年度が変わっても原則として同一の職員を充てることとしており、継続性を持った関わりができるように配慮している。

	第三者評価結果
【評価項目39】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No.121]面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No.122]面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No.123]面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No.124]接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○

【コメント】

面会や通信について、原則的に制限は行っていないが、子どもの心理的な影響を配慮した取り組みを行うようにしている。

	第三者評価結果
【評価項目40】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No.125]入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No.126]里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No.127]里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
被措置児童への虐待、施設内虐待、子ども同士のトラブル等は事故報告として取り扱っている。児童相談所、一時保護所、施設や里親がいかに安全な場所であるかを伝えることが子どもにとって重要であり、県と市が共に安心な場づくりに取り組んでいる。それでも発生する苦情については権利ノートに付置されている葉書を郵送などで受け付ける体制を整えている。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

	第三者評価結果
【評価項目41】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No.128]一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No.129]他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】	
会議での一時帰宅の方針決定の際には、何のために行うのかを明示している。他自治体への一時帰宅については、双方の児童相談所のルールを確認し、家庭に連絡している。	

	第三者評価結果
【評価項目42】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No.130]施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No.131]措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No.132]措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No.133]措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】	
要保護児童対策地域協議会は、実務者会議、事前会議をそれぞれの年３回開催し、子ども家庭総合支援拠点が設置されている区にあっては点検会議を年３回開催している。市のこども家庭支援課と各区のこども家庭課との間で担当者が連携しており、介入から終結まで一貫した対応をするように制度化されている。	

	第三者評価結果
【評価項目43】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No.134]措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No.135]措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○

【コメント】

措置解除時の関係機関との協議については、要保護児童対策地域協議会の枠組みで支援の調整を行っている。福祉型障害児施設入所中の子どもについては、措置解除後の安定的な支援体制の構築に向け、子どもが成人に近い年齢の場合には、地域移行支援会議にて検討している。

	第三者評価結果
【評価項目44】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	b
[No.136]虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	△
[No.137]子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	△
[No.138]子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○

【コメント】

児童相談所でも家庭復帰にあたってはペアレントトレーニングを組み込んでいきたい意向もあるが、現在の児童相談所の体制では進められないため外部委託などの手段も検討の余地があると思われる。

○児童自立生活援助等

	第三者評価結果
【評価項目45】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No.139]児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No.140]児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No.141]児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○

【コメント】

児童自立生活援助対象の子どもは、支援の必要性を検討し、自立援助ホーム入所後は、必要に応じて民間支援団体にアフターケア事業を委託している。子どもの状況に変化があるとき等に、委託した支援コーディネーターより連絡を受けて、担当児童福祉司が面接や電話連絡等の必要な支援をしている。解除の際は、支援コーディネーターと協働して子どもの自立に向けて必要な情報提供等の対応を行っている。

	第三者評価結果
【評価項目46】 18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか	a
[No.142]18歳以上の未成年に対し、必要な支援等を行っている	○

【コメント】

１８歳以上の成年及び社会的養護を解除された成年が自立援助ホームの利用を希望した際は、自立へ向けての課題を検討し必要な支援につなげている。施設入所中の子どもの措置延長については、子どもの自活・自立力等を施設と協議して、必要性を判断して対応している。

評価項目（5項目） Ⅴ　社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者評価結果
【評価項目47】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No.143]家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No.144]里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No.145]里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No.146]里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○

【コメント】

家庭養護を推進するために児童相談所としてフォスタリング機関と連携して取り組んでいる。千葉市東部児童相談所とともに、里親支援班業務分掌として里親支援を扱っている。

	第三者
【評価項目48】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	b
[No.147]里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	△

【コメント】

里親希望者からの相談については、東部児童相談所で対応している。里親支援班、フォスタリング機関で必要な調査等をしているが、受理会議を実施しておらず、ケースの把握等の組織的な周知のために受理会議での協議を求めたい。

	第三者評価結果
【評価項目49】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No.148]養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No.149]養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No.150]養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No.151]養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○

【コメント】

養子縁組希望者（養親）の相談対応は東部児童相談所で行っている。当所は子どもや実親の担当で関わり、実親の養育環境等を調査し、縁組の手続きを十分に説明して同意を得ている。

	第三者評価結果
【評価項目50】養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	b
[No.152]養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	△

【コメント】

養子縁組成立後は、東部児童相談所の里親支援班が中心となり、６ヶ月は継続指導として訪問等で様子を確認している。なお、子どもの養育等での相談があれば適宜対応している。なお、子どもの養育等での相談があれば、主訴に応じて心理支援等を継続的に行っている。支援終了後の継続的なフォローのシステムがなく、他の支援機関につなぐことができていない。

	第三者評価結果
【評価項目51】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	b
[No.153]民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	△
[No.154]民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っている	△
[No.155]民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	△
[No.156]民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っている	―

【コメント】

民間あっせん機関による養子縁組についても、東部児童相談所の里親支援班が対応している。民間あっせん機関による養子縁組については、養育者が同居児童の届け出を提出し、区から受けた市が当所へ情報提供している。当所では、担当児童福祉司を決めて訪問調査をし養育状況を確認するが関りは限られている。民間あっせん機関が事業廃止した例はなく、所管は当所ではなく市の該当部署が担当している。

評価項目（5項目）Ⅵ　家族とのかかわり・家族への支援

	第三者評価結果
【評価項目52】　保護者への向き合い方は適切であるか	b
[No.157]保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	△

【コメント】

専門的な技能によるインテークや面接ができるよう、所内専門研修で面接技法や家庭援助技術等の習得をしている。また、外部研修も計画的に参加しており、専門性を高める機会を多く設けて進めている。なお、全職員が専門的な技能を基に対応ができるレベルには至っていない。

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

	第三者評価結果
【評価項目53】　適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No.158]保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No.159]保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No.160]援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No.161]援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○

【コメント】

保護者への説明は、ホワイトボードや資料を使う等で、面接内容をわかりやすいように工夫している。課題を明確にするためにスリーカラムを使うこともある。また、必要に応じて説明資料を用意する等で保護者に応じた対応をしている。援助過程や援助方針決定前等には、保護者からの意向や意見を聴いている。

	第三者評価結果
【評価項目54】　保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	b
[No.162]必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No.163]保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	×

【コメント】

必要な場面において、子どもの最善の利益が図れるよう保護者の理解・同意を得るよう努めている。保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合等は、「児童福祉審議会の意見を聴かなければならない」とされている。援助決定の客観性の確保と専門性の向上を図り、子どもの最善の利益を確保するために、諮問することを求めたい。

○保護者に対する指導・支援

	第三者評価結果
【評価項目55】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No.164]保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No.165]保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○

【コメント】

子どもが在宅で保護者に必要な支援をするケースは、継続指導又は児童福祉司指導として計画的に家庭訪問や通所指導等を実施している。保護者が指導・勧告に従わない時は、必要な措置を担当児童福祉司から提案し、援助方針会議で判断し決定している。また、子どもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある際には、一時保護等で子どもの福祉を守っている。

	第三者評価結果
【評価項目56】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	b
[No.166]親子の再構築に向けた支援計画を作成している	△
[No.167]親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○

【コメント】

親子の再構築に向けては、リスクアセスメントをして支援計画を作成している。支援計画に基づいて家庭復帰支援をしているが、保護者が家庭復帰に前向きでなかったり、課題が共有できない等で効果的な支援につながっていないケースもある。親子関係調整等のために、必要に応じてペアレントトレーニング実施機関を紹介するなど、民間の支援機関も活用している。

評価項目（9項目）Ⅶ　市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者評価結果
【評価項目57】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No.168]市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No.169]警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○

【コメント】

千葉市の３つの行政区（花見川区、稲毛区、美浜区）を担当し、丁寧に対応することを心がけている。子ども家庭総合支援拠点が設置されている行政区（花見川区、稲毛区）では、役割分担や連携方法が明示されている。警察との連絡協議会は、年１回定期的に開催し連携強化に努めている。

	第三者評価結果
【評価項目58】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No.170]役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No.171]相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○

【コメント】

区の新任職員への研修を行い、児童相談所業務や区の役割分担等の説明をしている。また、当所の法的対応等の弁護士による研修に、区職員も参加している。区職員が当所援助方針会議に参加し、又、区援助方針会議へ当所職員が参加することで、相互理解に努め連携強化を図っている。

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援

第三者評価結果

【評価項目59】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No.172]市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No.173]市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○

【コメント】

区からの事案送致の相談・依頼については、迅速かつ適切に対応している。また、日常的な相談や援助依頼等に対しても適切に対応している。

	第三者評価結果
【評価項目60】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	b
[No.174]専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No.175]児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No.176]市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	△
[No.177]子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	○

【コメント】

区が行う相談対応・調査・指導において、児童相談所は要対協実務者会議や個別ケース会議等で助言している。区における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業は、こども家庭支援課が担当して行っている。子ども家庭総合支援拠点については、２区（花見川区、稲毛区）が設置されており令和６年４月には新たに１区（美浜区）に設置される。なお、支援拠点に対して地域における児童虐待に関する相談・対応機能強化のための研修を実施しているが、地域の機能強化のためにさらなる支援が必要としている。

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

	第三者評価結果
【評価項目61】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No.178]要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No.179]要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No.180]要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○

【コメント】

地域のネットワークを構築し、支援力の向上のために要対協があり、児童相談所はその目標のために中核となる役割を認識している。要対協実務者会議の前には、実務的な打ち合わせもしている。要対協が調整機関として期待する役割を果たせるよう、適宜必要な助言・指導等を行っている。

	第三者評価結果
【評価項目62】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	b
[No.181]適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No.182]研修以外の資質向上の取り組みを行っている	△

【コメント】

区の新任職員への研修を行い、児童相談所業務や区の役割分担等の説明をしている。その他に区職員向けの研修を開催したり、児童相談所向けの法的対応等の弁護士による研修等に、区職員も参加している。研修以外の資質向上の取り組みは少ないが、児童相談所から区、区から児童相談所への人事異動があり、人的交流が資質向上につながっている。

○都道府県児童福祉審議会との連携

	第三者評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	b
[No.183]必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	△
[No.184]児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	△
[No.185]子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	△

【コメント】

保護者から施設入所の同意がもらえないケース等は、家庭裁判所へ申し立てをしている。児童福祉審議会による意見聴取が必要なケースが明確になっていないので、確認と周知を望みたい。児童福祉審議会に意見を求める際には、子どもや保護者等に対して説明していないので、適切な対応を求めたい。

	第三者評価結果
【評価項目64】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	b
[No.186]児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	△

【コメント】

児童福祉審議会には、里親登録に係る状況について報告をしている。その他の報告についてや意見を求める内容等について、整備を進めていくことが期待される。

○家庭、地域に対する援助に関する事項	第三者評価結果
【評価項目65】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	b
[No.187]家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	△
[No.188]ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	△
[No.189]巡回相談が適切に行われている	○
[No.190]療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No.191]都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○

【コメント】

ひきこもり等の状態にある子どもの相談は、市の「ひきこもり地域支援センター」に情報提供や引継ぎを行っている。障害児支援は、区と連携し放課後等デイサービスの利用等につなげることもある。発達相談等は、経験豊富な児童心理司が対応し、適切な助言をしている。療育手帳にかかわる判定事務等は、速やかに日程調整をして判定日を決めている。判定後に判定会議を実施して手帳交付をしている。